



平成 24 年 1 月 25 日

各 位

会社名 は る や ま 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 治山正史
(コード番号 7416 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 齊藤 港
(TEL 086-226-7101)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

当社は、本日、公正取引委員会より、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

記

当社は、平成 24 年 1 月 25 日に公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所中国支所において、下請事業者に対し、下請法への違反があったとして公正取引委員会から勧告を受けました。

これは、これまで取引先様との契約に基づき、当社が下請代金から一定率の手数料を控除していた行為等が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）違反に該当し、返品を実施したことが、同第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）に違反すると判断されたものです。

当社といたしましては、今回対象となる下請事業者様に対し、勧告に基づき、速やかに発注に係る費用（総額 59,481,436 円）を返還し、返品について 185,682,685 円相当額の商品の引取りを実施致します。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配並びにご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

当社と致しましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底を行うとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンス意識の向上に努めて参る所存です。

以 上